

北上市違反建築物等処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年8月8日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市違反建築物等処理規程の一部を改正する訓令

北上市違反建築物等処理規程（平成3年北上市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（現場の措置） 第4条 課長は、調査の結果、違反の疑いのある場合は、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは<u>現場管理者</u>又は当該建築物若しくは建築の敷地の所有者、管理者若しくは占有者（以下「建築主等」という。）に対し、次の各号により措置するものとする。 (1)～(3) [略] 2・3 [略] （違反是正の確認）	（現場の措置） 第4条 課長は、調査の結果、違反の疑いのある場合は、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは<u>現場監理者</u>又は当該建築物若しくは建築の敷地の所有者、管理者若しくは占有者（以下「建築主等」という。）に対し、次の各号により措置するものとする。 (1)～(3) [略] 2・3 [略] （違反是正の確認）

第12条 市長は、法第8条第1項及び第9条の規定による命令又は通知を受けた建築主等が、当該命令又は通知に係る違反事項を是正したと認めるときは、是正確認通知書（様式第11号）を交付するものとする。

2 [略]

（規定の準用）

第13条 前条の規定は、法第10条第1項に規定する命令を受けた建築主等が、当該命令に係る違反を是正したと認める場合に準用する。

別表第1（第10条関係）

工事の施行停止命令基準

建築基準法第9条第1項又は第10項の規定に基づく工事の施行の停止を命ずるものは、次の各号の一に該当するものを基準とする。

違反条項	内容
<u>法第6条第1項第4号違反</u>	次の各号の <u>一</u> に該当する <u>無確認建築物</u> 1 特殊建築物で延べ面積が <u>100平方メートル</u> 以下のもの 2・3 [略]
[略]	
<u>法第48条第1項から第8項までの違反</u>	[略]

第12条 市長は、第8条第1項及び第9条の規定による命令又は通知を受けた建築主等が、当該命令又は通知に係る違反事項を是正したと認めるときは、是正確認通知書（様式第11号）を交付するものとする。

2 [略]

（規定の準用）

第13条 前条の規定は、第10条第1項に規定する命令を受けた建築主等が、当該命令に係る違反を是正したと認める場合に準用する。

別表第1（第10条関係）

工事の施行停止命令基準

法第9条第1項又は第10項の規定に基づく工事の施行の停止を命ずるものは、次の各号のいずれかに該当するものを基準とする。

違反条項	内容
<u>法第6条違反</u>	次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する <u>建築物の建築確認</u> 1 特殊建築物で延べ面積が <u>200平方メートル</u> 以下のもの 2・3 [略]
[略]	
<u>法第48条違反</u>	[略]

[略]		[略]	
別表第 2（第11条関係）		別表第 2（第11条関係）	
使用制限又は使用禁止命令基準		使用制限又は使用禁止命令基準	
建築基準法第 9 条第 7 項の規定に基づく仮の使用制限又は使用禁止を命ずるものは、次の各号の <u>一</u> に該当するものを基準とする。		法第 9 条第 7 項の規定に基づく仮の使用制限又は使用禁止を命ずるものは、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するものを基準とする。	
違反条項	内容	違反条項	内容
[略]		[略]	
法第27条違反	耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物	法第27条違反	耐火建築物等としなければならない特殊建築物
法第48条第 1 項から第 8 項までの違反	用途地域内の建築制限	法第48条違反	用途地域内の建築制限
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

様式第1号（第3条、第4条、第6条関係）
（表）

違反建築等処理簿				
整理番号No.	調査日		調査員	
発見種別				
建築位置				
建築主 住所・氏名				
工事施工者 住所・氏名	建設業者()許可()第 号			
建築士事務所 住所・氏名	()建築士()登録第 号 建築士事務所()登録第 号			
工事監理者 住所・氏名	()建築士()登録第 号 建築士事務所()登録第 号			
宅地建物取引 業者氏名・名 称・住所	()免許()第 号			
地域・地区 都市計画関係	用途地域		防火地域	準防火 指定なし
	都市計画区域	内・外	その他	
違反の内容				
違反建築物の 概要				
工事年月日	着工	年 月 日	完工	年 月 日
工事進捗状況				
係員のとった 措置	呼出日			
指導結果				

(裏)

要旨

年 月 日	処 理 経 過	担当者印	建築主事等	課 長

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

北上市長



指 示 書

あなたの建築に係る北上市 番 の は、次のとおり建築
基準関係法令に適合しない疑いがありますので、工事の施行を一時停止するとともに、

年 月 日 午前 時 分に 建築主
午後 設計者 と一緒に関係図書を持参のうえ、北上
施工者

都市整備部都市計画課に来て下さい。

なお、指定の日時に来られない場合は、必ず事前に御連絡願います。

記

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

北上市長



通

知

あなたの建築に係る北上市 番 の は、次のとおり建築
基準関係法令に適合しない疑いがありますので、工事の施行を一時停止するとともに、

建築主

年 月 日 午前 時 分に 設計者 と一緒に関係図書を持参のうえ、北上
午後 施工者

市都市整備部都市計画課に来て下さい。

なお、指定の日時に来られない場合は、必ず事前に御連絡願います。

年 月 日

様

北上市長



再 指 示 書

あなたの建築に係る北上市 番 の に関し、 年 月
日付けで出頭をお願いしておりましたが、未だ出頭していません。

建築主
については、 年 月 日 午前 時 分に 設計者 と一緒に関係図書を持参
午後 施工者

のうえ、北上市都市整備部都市計画課に出頭願います。

なお、指定の日時に出席できない場合は、必ず事前に御連絡願います。

様式第12号を次のように改める。

年 月 日

様

北上市長



建築基準法関係法令違反に係る通知書

次の者は、別紙調書のとおり建築基準法関係法令の規定に違反する行為をしたので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の3第1項の規定により、関係書類を添えて通知します。

なお、同条第2項の規定により措置を講じた場合は、その結果を通知願います。

記

建 築 主 住 所 氏 名	電話
設 計 者 住 所 氏 名	電話 〔 建築士事務所登録（ ）第 号 登録年月日 年 月 日 〕
工 事 施 工 者 住 所 氏 名	電話 〔 建設業許可 大臣・知事（ ）第 号 許可年月日 年 月 日 〕
工 事 監 理 者 住 所 氏 名	電話 〔 建築士事務所登録（ ）第 号 登録年月日 年 月 日 〕
宅地建物取引業者 住 所 氏 名	電話 〔 宅地建物取引業者免許 大臣・知事（ ）第 号 免許年月日 年 月 日 〕

附 則

この訓令は、令和 6 年 8 月 8 日から施行する。